

## 幼児教育・保育無償化に係る施設等利用費 請求方法について

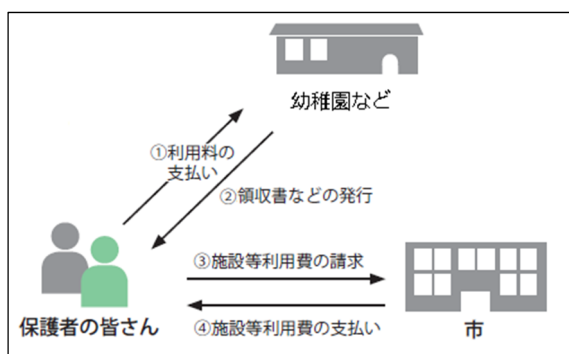
### 1. 無償化対象額

預かり保育の利用料については、月額上限 11,300 円（利用日数×450 円まで）の範囲で無償化の対象となります。

ただし、無償化の対象は利用料（保育料）であり、通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。

### 2. 請求方法

預かり保育の利用料（保育料）は、施設にお支払いいただき、支払った費用を後日、市に請求していただきます。（償還払い）



- ① 預かり保育の利用に対し、利用料（保育料）を利用した施設に支払います。
- ② 1 か月ごと（または 3 か月ごと）に、施設から「提供証明書兼領収書」が発行されますので、大切に保管してください。
- ③ 「施設等利用費請求書（預かり保育事業用）」に下記の書類を添付して、四半期ごとに守谷市あてに請求していただきます。 **添付書類** ・提供証明書兼領収書

### 3. 請求書の提出期限および支払日

利用期間	請求書提出期限※ (注① 保護者→市) (注② 保護者→施設経由→市)	振込日 (市→保護者指定口座)
4 月～ 6 月利用分	7 月 15 日必着	8 月末日までに振込
7 月～ 9 月利用分	10 月 15 日必着	11 月末日までに振込
10 月～12 月利用分	1 月 15 日必着	2 月末日までに振込
1 月～ 3 月利用分	4 月 15 日必着	5 月末日までに振込

※15 日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌平日を請求書提出期限とさせていただきます。

※注①：守谷市外の施設に通われている場合、請求書は直接、市役所にご提出ください。

注②：守谷市内の施設に通われている場合、請求書は施設に提出となります。施設への提出期限については、各施設にご確認ください。

### 4. その他

・請求書の様式は、市すくすく保育課窓口にて配布するほか、市ホームページからダウンロード可能です。

〈問合せ先・請求書提出先〉

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

守谷市役所すくすく保育課 保育グループ

TEL 0297-45-1111 (内線 158・159)

FAX 0297-45-6527